

鳥取市小学校体育連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市小学校体育連盟補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、生徒の体位の向上と体力の増進を促進する鳥取市小学校体育連盟（以下「連盟」という。）の活動に要する経費に対し補助金を交付し、もって生徒の体育活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市小学校体育連盟とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、連盟の活動に要する経費のうち、派遣費（県陸上大会、県水泳大会にかかる旅費）及び主催事業運営費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費から本補助金以外の他の補助金の額に相当する額を減じた額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書・収支決算書・事業の経過又は成果を証する書類及び写真等とし、補助金が交付された年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。